

医療から介護への切れ目のないサービスを提供

認知症疾患医療センターの「連携担当者」と地域包括支援センターの「認知症連携担当者」が連携し、切れ目のない医療と介護のサービスを提供するとともに、地域ケアに対する専門的な支援を実施

関係機関とのネットワーク(相談・支援体制)

(認知症疾患医療センターの設置市域)

認知症疾患医療センター

(全国150カ所)

- 認知症専門医療の提供
 - ・鑑別診断
 - ・周辺症状の急性期対応
 - ・身体合併症対応
 - ・かかりつけ医との連携
- 連携担当者(psw等)を配置
 - ・患者・家族への介護サービス情報の提供、相談への対応
 - ・医療情報の提供等、介護サービスとの連携

地域包括支援センター

認知症連携担当者を配置

認知症介護指導者研修修了者等認知症の介護や医療における専門的知識を有する者
 なお、顧問として認知症サポート医(嘱託)を配置
 (全国150カ所(市域内におおむね1カ所))

【業務内容】

- ・認知症疾患医療センターとの相談・連絡
- ・権利擁護の専門家等との相談・連絡
- ・他の地域包括支援センターへの専門的な認知症ケア相談、定期的な巡回相談、具体的な援助等

・専門医療へのつなぎ
 ・情報提供

・介護認定相談
 ・介護へのつなぎ
 ・情報提供(定期的(毎週))

(相談・援助)



高齢者権利擁護虐待対応専門職チームなど

(相談・援助)

・専門的アドバイス
 ・巡回相談
 ・専門医療の紹介等

・認知症ケア相談
 ・専門医療相談
 ・権利擁護相談等

市内の他の地域包括支援センター

(連携)



認知症サポート医

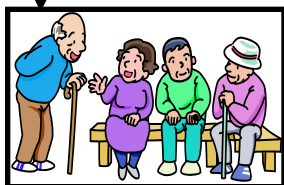
(相談・援助)



かかりつけ医

(連携)

(専門医療の利用)



本人・家族など

(利用)



介護サービス

(利用)

(連携)